（前のページより続き）
○財務省の保有する個人情報の開示に係る手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を定める件の一部を改正する件（同九三）　八七一
○中小漁業融資保証法第二条第三項の規定に基づき、主務大臣が指定する資金を定める件の一部を改正する件（財務・農林水産六）
○株式会社日本政策金融公庫法第二十二条第三項の規定に基づき、指定金融機関が危機対応業務を行うことが必要である旨の認定を行い、危機対応業務及び危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項の一部を改正する告示（財務・農林水産・経済産業二）　八七二
○株式会社日本政策金融公庫法第二十一条第一項第二号及び第四号の規定に基づき、同法第十一条第二項第二号に掲げる業務に係る取引が行われる場合における金銭の支払いその他の条件を定める件の一部を改正する件（同三）　八七三
○行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の規定に基づく国税庁長官の権限又は事務の一部を委任する件の一部を改正する件（国税庁四）　八七四
○行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の規定に基づく開示請求に係る手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を定める件の一部を改正する件（同五）　八七五
○個人情報の保護に関する法律に基づき財務大臣から国税庁長官に委任された権限又は事務の一部を委任する件の一部を改正する件（同六）　八七六
○所得税法施行令第二百六十二条第一項に規定する国税庁長官の定める方法を定める件の一部を改正する件（同七）　八七六

○租税特別措置法施行規則第十八条の二十一第九項に規定する国税庁長官の定める方法を定める件の一部を改正する件（同八）　八七六
○電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第二条第七項に規定する国税庁長官が定める書類を定める件の一部を改正する件（同九）
○消費税法施行令第十八条の二第二項第三号の規定に基づき国税庁長官が観光庁長官と協議して指定する自動販売機を定める件（同一〇）　八七七
○酒類の公正な取引に関する基準を定める件の一部を改正する件（同一一）
○法人税法施行規則第八条の三の十第三項の表の第一号の上欄及び第五十九条第三項の表の第一号の上欄に掲げる書類を定める件の一部を改正する件（同一二）　八七八
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づき国税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等を定める件の一部を改正する件（同一三）　八七九
○国税徴収法施行規則第一条の四第三項に規定する国税庁長官が指定する許認可等を定める件の一部を改正する件（同一四）　八八〇
○学校教育法施行規則第百四十条の規定による特別の教育課程について定める件及び学校教育法施行規則第五十六条の二等の規定による特別の教育課程について定める件の一部を改正する告示（文部科学五四）　八八一
○高等学校学習指導要領及び特別支援学校高等部学習指導要領の一部を改正する告示（同五五）　八八二
○医療用エックス線装置基準の一部を改正する件（厚生労働一一四）　八八三

○再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法の規定に基づき調達価格等及び解体等積立基準額を定める件等の一部を改正する告示（経済産業六六）　八八四
○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示の一部を改正する告示（同六七）　八八五
○再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則第二十一条第二号の規定に基づき、回避可能費用単価等を定める告示の一部を改正する告示（同六八）　八八六
○再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第二条の二第一項に規定する交付対象区分等を指定する件（同六九）　八八七
○再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三条第一項に規定する特定調達対象区分等を指定する件（同七〇）　八八八
○再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第十五条の六第一項に規定する積立対象区分等を指定する件の一部を改正する告示（同七一）　八八九
○電気についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源の効率的な利用を促進するため誘導すべき再生可能エネルギー電気の価格の水準に関する目標の一部を改正する件（同七二）　八九〇
○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則第三十条第五号の規定に基づく経済産業大臣が別に告示する要件の一部を改正する告示（同七三）　八九一

○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則第十四条第一項第十一号の規定に基づき、経済産業大臣が指定する再生可能エネルギー発電設備の種類及び電気事業者を指定した件を廃止する告示（同七四）　八九二
○国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令の規定に基づく経済産業大臣の証明に係る基準等の一部を改正する告示（同七五）　八九三
○経済産業省の保有する個人情報の取扱い、開示、訂正及び利用停止に係る権限又は事務の一部について委任を行うこととした件（同七六）　八九四
○個人情報の保護に関する法律第八十九条第一項に規定する手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を指定した件（同七七）　八九五
○経済産業省の保有する個人情報の開示の方法を定めた件（同七八）　八九六
○石油貯蔵施設立地対策等交付金交付規則等の一部を改正する告示（同七九）　八九七
○石油の備蓄の確保等に関する法律施行規則第五十三条に規定する手続を行う者の使用に係る電子計算機に係る基準の一部を改正する告示（同八〇）　八九八
○工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準の一部を改正する告示（同八一）　八九九
○一般消費者に対するエネルギーの供給の事業を行う者が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する告示（同八二）　九〇〇
○事業者が自主的に行う技術の提供、助言、事業の連携等による他の者のエネルギーの使用の合理化の促進に寄与する取組に係る報告の様式の全部を改正する告示（同八三）　九〇一